

ポイント・プログラムにかかわる消費税処理 ～収益認識会計基準とインボイス制度を題材として～

糟 谷 修

キーワード：消費税、ポイント制度、収益認識会計基準、インボイス制度、益税

1. 本稿の目的と概要

わが国において消費税という税目は、昭和63年12月の税制の抜本的な改革の大きな柱のひとつとして創設され、平成元年4月より3%、平成9年4月より5%、平成26年4月より8%、令和元年10月より現在に至るまで標準税率10%（一部は軽減税率8%）での課税がなされてきて、今や所得税と並び多額の税収を賄う基幹税である¹。

消費税の納税義務者は「事業者」であるが、負担者は国内で消費を行う消費者であり、「事業者」は消費税の負担を行わないことを原則として、「消費者の負担する消費税が事業者を通じて過不足なく国庫に納入される」ことを予定している²。

消費税は制定以前より様々な政治的な駆け引きに晒されてきた。政府は従来その導入を強く求めるためもあり、一部の小規模納税者を「免税事業者³」として消費税の納税を免除してきた。その結果、本来なら「消費者の負担する消費税が事業者を通じて過不足なく国庫に納入される」はずの消費税、その一部が国庫に納入されず事業者の手元に残る「益税」問題が長らく生じてきている⁴。

令和5年10月1日より開始された「インボイス制度」により、この「益税」の問題が基本的に解決するはずであり、「消費者の負担する消費税が事業者を通じて過不足なく国庫に納入される」との税原則に近づいていくことになった。もっとも、現下「インボイス制度」は弱くいじめ、下請け泣かせ、などとのマイナスイメージが縷々語られることも多いが、税制理論としてインボイス制度導入は従前に比べはるかに優れていると言わざるを得ない⁵。

税制の基本的な基準として「公平・中立・簡素」が挙げられている⁶。その上で消費税は「比較的簡素」な税制であるとされている⁷。しかしながら、税を実務として扱う者の感覚としては、消費税は決して「簡素」なものではない。

中でも近年採用された「収益認識会計基準」に伴う消費税の取扱いは、従来の「会計・法人税・消費税の処理は基本的に合致する」という多くの実務家が求める安堵感を破壊し、「会計・法人税と消費税の乖離」が発生してしまっている。収益認識会計基準は現在のところ一部の

企業にのみ適用が求められその乖離と格闘するのは一部大企業のみであるが、一方でこの乖離が発生することにより従来必ずしも明らかにならなかった消費税の取扱いが明確になったものもある。

ところで、わが国において、ポイントは多くの企業で発行されその発行数は増加を続けている。従来のわが国の会計・税務ルールにおいてはポイントに関しての明確な規定が存在しなかったが、収益認識会計基準制定により明らかになったものも多い。今後はポイントに関する会計・税務処理は多くの企業にとって重要性を増すことは想定に難くない。

そこで本稿においては収益認識会計基準とインボイス制度を題材として、ポイント・プログラムにかかわる消費税処理の課題についていくつか検討してみたい。

2. 消費税制の概要

2.1 消費税の課税対象

消費税は原則として国内におけるすべての財貨・サービスの販売、役務の提供等を課税対象とし、規定上は、「国内において」「事業者が事業として」「対価を得て行う」「資産の譲渡・貸付及び役務の提供（「資産の譲渡等」という）」を行ったときに課税される、とされている。

消費者が負担した消費税は、各事業者を通じて国庫へ納付されることになる。各事業者は一定期間（通常1年）の間に他の事業者や消費者より支払を受けた「売上に係る消費税額」から税の累積を排除するため、他の事業者に対し仕入の際に支払った税額を控除する「仕入税額控除」を行って、自らが国庫へ納付する消費税を算定する⁸。

以下ごく簡単な取引事例を用いて国庫への納入メカニズムを見ていくことにする。当社Aは仕入先Bから本体700の商品を仕入れ、消費者Cに本体1,000で販売し、AもBも1年間の取引はこれだけであると仮定する。それぞれの場合の消費税の国庫に納められる金額と、消費税が各事業者の「利益」に及ぼす影響について考えてみる。

インボイス制度開始前（すべて課税事業者の場合、免税事業者がいる場合）とインボイス制度開始後（免税事業者がいる場合、免税事業者がインボイス発行事業者となった場合）、のそれぞれについて、消費者の消費税負担と事業者を通して国庫に納税される消費税の金額、さらに各事業者の利益について比較してみる。

2.2 インボイス制度開始前

〈すべて課税事業者である場合（図表1）〉

Aの消費税としての国庫への納税は $100 - 70 = 30$ である。利益は $1,000 - 700 = 300$ となる。
Bの消費税としての国庫への納税は $70 - 0 = 70$ である。利益は $700 - 0 = 700$ である。

仕 入 先 B (課 税 事 業 者)	→	当 社 A (課 税 事 業 者)	→	消 費 者 C
仕入 本体 700		売上 本体 1,000		
税 70		税 100		
←		←		
支払 770		支払 1,100		消費税負担 (100)
消費税納税 70△0=70		100△70=30		計 (100) ← 一致する
利益 700△0=700		1,000△700=300		計 1,000

図表1 インボイス制度開始前 負担と納税：すべて課税事業者

(出典) 筆者作成

消費者Cが負担した消費税100はAにより30、Bにより70の計100が国庫に納められることになる。最終消費者の負担額と国庫への納税額が一致することになる。

なお、事業者がすべて課税事業者である場合には、インボイス制度開始後においても同様である。

〈一部の事業者、ここでは仕入先が免税事業者である場合（図表2）〉

仕入先Bが「免税事業者」の場合、消費者が支払った消費税の一部が国庫に入らず、その免税事業者が「私腹を肥やして」しまう現象が起こっていた。これを「益税」問題という。

Aの消費税としての国庫への納税は $100 - 70 = 30$ である。利益は $1,000 - 700 = 300$ となる。Bの消費税としての国庫への納税は $70 - 0 = 70$ 、ではなく0である。利益は $700 - 0 = 700$ 、ではなく $770 - 0 = 770$ である。なぜならBは「免税事業者」であり「消費税の申告・納税とは無縁の者」だからである。

消費者Cが負担した消費税100はAにより30、Bにより0の計30が国庫に納められるこ

仕 入 先 B (免 税 事 業 者)	→	当 社 A (課 税 事 業 者)	→	消 費 者 C
仕入 本体 700		売上 本体 1,000		
税 70		税 100		
←		←		
支払 770		支払 1,100		消費税負担 (100)
消費税納税 0		100△70=30		計 (30) ← 一致しない
利益 770△0=770		1,000△700=300		計 1,070

図表2 インボイス制度開始前 負担と納税：仕入先が免税事業者

(出典) 筆者作成

とになる。いや、計30しか国庫に納められない。最終消費者の負担額と国庫への納税額が一致しない。その一致しない分はBの懐に残ることになる。

Bは「免税事業者」なのだからなぜAから「消費税」をとることができるのか、と疑問に思われるかもしれないが、そもそも自分の「年間売上」がいくらであるか、消費税の課税事業者かどうか、などということは人様に言う必要がさらさらないし、取引相手としても「あなたの会社、消費税払っていますか？」などと聞くことは失礼千万、そんなことは言わない聞かないことがビジネスの常識、マナーであった、インボイス制度が開始される前までは。

2.3 インボイス制度開始後

〈インボイス制度とは〉

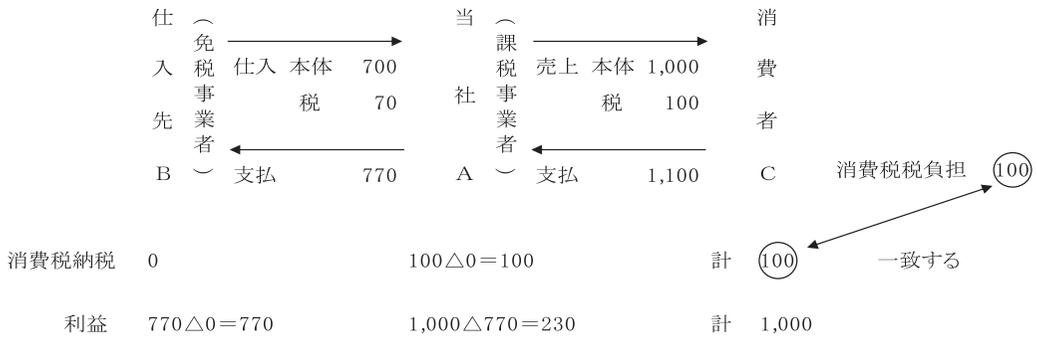
インボイス制度とは、消費税の「適格請求書発行事業者（以下『インボイス発行事業者』という）」に登録した事業者のみが適格請求書（インボイス）を交付できる制度である。インボイス制度は、既存の課税事業者、免税事業者にかかわらずどの事業者でもインボイス発行事業者として登録可能な制度である。免税事業者がインボイス発行事業者になるということは、「免税事業者としての特権」である「消費税の申告・納税と無縁の者」の地位を手放すことである。つまり「消費税村」の仲間入りをして、「消費者の負担する消費税が事業者を通じて過不足なく国庫に納入される」という消費税の理想のために働く一員になる、ということである。

「インボイス発行事業者」でなければ、インボイスの交付は認められないため、登録を行わない事業者（免税事業者など）や一般消費者（事業を行わない者）はインボイスを交付できない。事業者自らの消費税計算においての「仕入税額控除」は「インボイス発行事業者」からの課税仕入に限られることになった。つまり免税事業者や一般消費者からの仕入には「仕入税額控除」はできないようになった。

インボイス制度が開始されると、原則として取引の相互間で同じ内容の取引と認識し、その取引により支払った消費税と受け取った消費税の認識が同じになるはずである。

〈インボイス制度に背を向けて「インボイス発行事業者」とならず「消費税の申告・納税とは無縁の者」を継続する免税事業者が存在する場合（図表3）〉

当社Aは課税事業者であり仕入先Bが従前「免税事業者」であるとする。かつBは「せっかく免税事業者なのだから消費税の納税はしたくない」などという理由で「インボイス発行事業者」の登録をしないままであったとする。「免税事業者でかつインボイス発行事業者登録をしない」というのは「消費税の申告・納税と無縁の者」を継続する、ということである。その場合、消費者の消費税負担と各事業者による消費税の国庫への納税額はどのようになるだろうか？



図表3 インボイス制度開始後 負担と納税：仕入先が免税事業者を継続

(出典) 筆者作成

インボイスを交付できない事業者や消費者から商品を仕入れた場合には、仕入税額控除ができず、当社の消費税納税額が従前に比較して大きくなることになる。なお経過措置により2023年10月1日から3年間は、インボイス発行事業者以外の事業者や消費者から仕入れた商品に対して、消費税相当額の8割を仕入税額控除することが認められている（2026年10月1日からは消費税相当額の5割）が⁹、ここではインボイス制度の原理を説明するため、インボイス発行事業者ではない者からの課税仕入に対しては仕入税額控除はできないものとして記述する。

Aの消費税としての国庫への納税は100-70=30、ではなく100-0=100である。なぜならBは免税事業者（インボイスを発行しない者）であり「消費税の申告・納税とは無縁の者」であるから国庫に消費税を納入していない、からである。だからAとしては自ら国庫に納税する消費税から差し引くことはできない。利益は1,000-(700+70)=230となる。Bの消費税としての国庫への納税は0である。Bは「消費税の申告・納税とは無縁の者」だからである。利益は(700+70)-0=770である。

消費者Cが負担した消費税100はAにより100、Bにより0の計100が国庫に納められることになる。最終消費者の負担額と国庫への納税額が一致することになる、めでたし、めでたし。

いや、何か変である。Aにとっては今までと同じように取引をしているのにBに払う消費税相当額(70)だけ自らが国家に払う消費税が増え、よって自らの利益が同額(70)少なくなってしまう。考えてみたらBさんアンタが消費税を払わないくせに消費税を乗っけて請求してくるからじゃないのか、となる。このままではアンタの会社とは取引はしない。支払金額を減らすか、アンタも消費税を払う事業者になってくれ、とBは言われることとなるだろう。

中には「そんなの関係ねー！」と言って売上先の要望を跳ね返す自らの腕に絶対的な自信のあるような事業者もいるかもしれないが、おそらく少数派だろう。現に取引先から迫られて「インボイス発行事業者」となった元免税事業者は数多く存在する。Bが数多くの元免税事業者と同様に泣く泣く「消費税の申告・納税とは無縁の者」の特権を投げ捨てて「消費税村」の仲間となった場合の状況は次のとおりである。

〈Bが「インボイス発行事業者」となる場合（図表4）〉

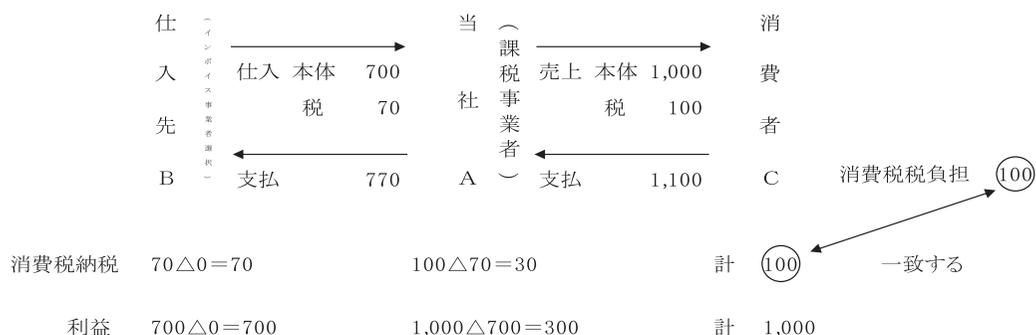
「インボイス発行事業者」の「登録」は「選択制」である。もともと「課税事業者」であれば「インボイス発行事業者」を「選択」するのは極々自然であり、「インボイス発行事業者」を選択しないケースはおそらくきわめて稀であろう。なぜ「課税事業者」なのに「選択制」なのか筆者は長い間考えているがその合理的理由が皆目見当がつかない。ただ「インボイス発行事業者」の登録申請をするためには、「過去消費税に関してトンでもないインチキをしたとして刑事罰を受けたことはありません。」などと宣誓する必要があるために、課税当局としてはこの際消費税でインチキをたくらむような奴らをインボイスで覆われた「消費税村」から締め出す（さらに経済活動そのものからも退場させる）企図があるのかもしれない。

消費税の免税事業者も「インボイス発行事業者」に志願してなることができるが、これは「消費税の申告・納税とは無縁の者」と決別し、「消費税村」の一員になること、すなわち消費税の申告・納税をしなければならなくなる、ということである¹⁰。

Aの消費税としての国庫への納税は $100 - 70 = 30$ である。利益は $1,000 - 700 = 300$ となる。Bの消費税としての国庫への納税は $70 - 0 = 70$ である。利益は $700 - 0 = 700$ である。

消費者Cが負担した消費税100はAにより30、Bにより70の計100が国庫に納められる。こちららめでたし、めでたし、ではあるが。

Bにとっては内心めでたしとは言えない。従来支払わなくて済んでいた国庫に納税する消費税（70）相当額の利益が減少してしまったからである。昨今このインボイス制度に関して、特に小規模事業者いじめだ、なんだと巷間に言われているのは、ほとんどの場合この「負担増」のことを非難してのものと思われる。しかしながらそもそも消費税として受領しておきながら「私腹を肥やして」いた金員を受領の本旨に沿って消費税として国庫に納入するだけのことはあるが、消費税法制定以来30有余年にわたる優遇策が突然取り上げられてしまったことへの恨み節はなかなか消しようがないのかもしれない。



図表4 インボイス制度開始後 負担と納税：免税事業者がインボイス発行事業者を選択（出典）筆者作成

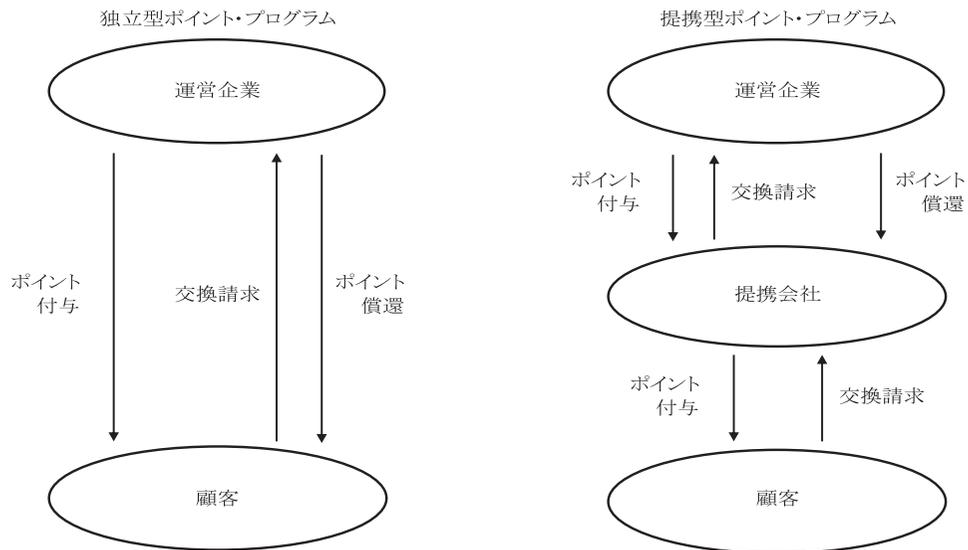
3. ポイント・プログラムの概要

3.1 ポイントの発行状況

村上（2017）によれば、現在航空業、小売業、金融業など多くの業種・業態で、通常の営業活動に付帯する形でポイントが発行されている。航空業においては顧客が航空サービスを楽しむ際その飛行距離に応じてポイントを獲得でき、小売業においては、財貨の購入金額に各企業が設定した比率に応じたポイントを顧客は獲得できる。発行されたポイントは次回の財貨・用役の値引き、財貨・用役以外の景品等と交換、近年では電子マネー等の支払手段に交換することも可能となっている¹¹。

3.2 ポイント・プログラムの類型

村上（2017）によれば、ポイント・プログラムはポイント取引の当事者やポイントの発行形態によりいくつかの類型に分類されるが、主なものとして次の二種類がある。ひとつはポイント・プログラムを運営する企業（運営企業）がポイントを顧客に発行し顧客は当該ポイントを運営企業にのみ使用できるものであり、このような取引形態を独立型ポイント・プログラムという。いまひとつはポイントを発行する企業が運営企業だけでなく当該ポイント・プログラムに参加している企業（提携企業）も顧客にポイントを発行する場合や、発行されたポイントを顧客は運営企業だけではなく提携企業でも使用できるものであり、このような取引形態を提携型ポイント・プログラムという¹²。



図表5 独立型および提携型ポイント・プログラムの概念図

(出典) 村上（2017）、7頁

図表5において独立型および提携型ポイント・プログラムの概念図を村上（2017）より引用する。なお提携型ポイント・プログラムで、運営企業と顧客が取引をした場合には、独立型ポイント・プログラムと変わらないことから、同図表における提携型ポイント・プログラムの概念図では運営企業と顧客との取引は示されていない。

4. 収益認識会計基準の導入による会計・税法への影響

4.1 収益認識会計基準による会計処理

太田（2020）によれば、従来の実務では、ポイントについては、将来のポイントとの交換に要すると見込まれる額を引当金として計上されることが多かったが、収益認識会計基準では、商品やサービスの提供に付随して付与されるポイントや値引券は、追加的な財またはサービスを無料または割引価格で取得できる顧客のオプションとして取扱われるものとされる。ポイント制度等において、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供すると判断される場合、当該ポイント部分について履行義務として識別し、収益の計上が繰り延べられる¹³。

4.2 収益認識会計基準導入による税法への影響

〈収益認識会計基準導入による法人税計算〉

太田（2020）によれば、履行義務の充足により収益を認識するという考え方は、法人税法上の実現主義の考え方と齟齬をきたすものではなく、原則として収益認識会計基準の考え方が取り込まれている¹⁴。

法人税法上の収益（益金）計上額は、原則として会計処理と同様の処理を行うことになる。

〈収益認識会計基準導入による消費税処理に係る会計・法人税との乖離の問題〉

太田（2020）によれば、収益認識会計基準導入による消費税の取扱いについては特段の改正はなく、従来通りの取扱いになる。消費税法上の税額計算の基礎となる課税標準の額は、課税資産の譲渡等の対価の額と規定されており、課税資産の譲渡等の対価の額は、対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とされている¹⁵。

課税資産の譲渡等の対価の額とは、消費税額等を含まないものであるが、この場合の「收受すべき」とは別に定めるものを除き、その課税資産の譲渡等を行った場合の課税資産等の価額をいうのではなく、その譲渡等に係る当事者間で授受することとした対価の額をいう（消費税法基本通達10-1-1）。

収益認識会計基準に対応する消費税法の改正はないため、会計及び法人税の取扱いと消費税の取扱いは連動しない面が生じる、とされる¹⁶。

〈国税庁平成 30 年 5 月公表収益認識会計基準取扱い例〉

国税庁は納税者の便宜に応えるべく、平成 30 年 5 月に「収益認識基準による場合の取扱いの例」を公表した。

そこには、以下の記載がなされている。

自社ポイントの付与（論点：履行義務の識別）

家電量販店を展開する A 社はポイント制度を運営している。A 社は、顧客の 100 円（税込）の購入につき 10 ポイントを付与する（ただし、ポイント使用部分についてはポイントは付与されない）。顧客は、1 ポイントを当該家電量販店グループの 1 円の商品と交換することができる。× 1 年度に A 社は顧客に 11,000 円（税込）の商品を販売し、1,100 ポイントを付与した（消化率 100%と仮定）。A 社は当該ポイントを顧客に付与する重要な権利と認識している。顧客は当初付与されたポイントについて認識しない。なお、消費税率 10%とする。

(単位：円)

		会計		法人税の取扱い		消費税の取扱い	
商品の 売手	現金	11,000	売上※1 9,010	同左	売手	課税売上げの対価	10,000
			契約負債※2 990		課税売上げに係る消費税額	1,000	
商品の 買手	仕入	10,000	現金	同左	買手	課税仕入れの対価	10,000
	仮払消費税	1,000			課税仕入れに係る消費税額	1,000	
ポイント 使用時	売手(税込1,100円の商品売買時に1,100ポイントが使用された場合)			同左	売手	課税売上げの対価	1,000
	契約負債	990	売上		990	1,000 × 10% = 100	税額
					対価の返還等(ポイント分)		△ 1,000
					(1,100 × 100 / 110) × 10% = 10	税額	△ 100
					差引消費税額(100-100)		0
	買手(税込1,100円の商品売買時に1,100ポイントを使用した場合)			同左	買手	課税仕入れの対価	1,000
	(処理なし)※3				1,000 × 10% = 100	税額	100
					対価の返還等(ポイント分)		△ 1,000
					(1,100 × 100 / 110) × 10% = 100	税額	△ 100
					差引消費税額(100-100)		0

※1 (商品)10,000 × 10,000 / (10,000 + 1,100) = 9,010
 ※2 (ポイント)10,000 × 1,100 / (10,000 + 1,100) = 990
 ※3 ポイント使用を仕入値引とする等の複数の処理がある

図表 6 会計、法人税の取扱い、消費税の取扱い

(出典) 国税庁 (2023a)、筆者にて一部修正

『今般の「収益認識に関する会計基準」の導入に伴い、法人税法等の改正が行われたところですが、取引の事例によっては「収益認識に関する会計基準」に沿って会計処理を行った場合の収益の計上額、法人税における所得金額の計算上益金の額に算入する金額及び消費税における課税資産の譲渡等の対価の額がそれぞれ異なることがありますので注意が必要です。

次の事例は、「収益認識に関する会計基準」に沿って会計処理を行った場合に、会計・法人税・消費税のいずれかの処理が異なることとなる典型的なものとなります。』

とした上で、具体例のひとつとして「自社ポイントの付与」を挙げている。図表6にて引用・一部修正する¹⁷。

5. 収益認識会計基準導入により予想される消費税計算

収益認識会計基準（以下本章において「新基準」と呼ぶ）導入により消費税の計算はどうか？と言えば「従来と変わらない」ことになる。

すなわち、新基準が導入されたことにより、「売上高」が「繰延収益（契約負債）」分減少しても「課税売上高」はその「繰延収益（契約負債）」分の減少はしないことになる。よって、新基準導入により、「決算書上の売上高」と「消費税計算上の課税売上高」は乖離することになる。

新基準は「収益」に関するものであり、原価・費用・損失には影響しないため、新基準導入により乖離するのは「決算書上の売上高」と「消費税計算上の課税売上高」のみである。

下記に、具体的にどのように乖離するか、影響はどの程度かを示してみる。

収益認識会計基準適用により、財務諸表の記載内容が変化するのに消費税計算は変わらないため、どのような実務対応になるだろうかを実例で示す。

消費税に関しては、企業による情報が公開されることはほとんどないため、あくまでも予測という位置づけではある。

ここでは架空の会社である株式会社 A が 2021 年 12 月期に新規に収益認識会計基準を導入したとして消費税計算に与えたであろう変化について推測する¹⁸。2020 年 12 月期、2021 年 12 月期、2022 年 12 月期の決算書の概要は以下のとおりであったとする。

株式会社 A の個別財務諸表の抜粋は以下のとおりである。

【個別財務諸表抜粋】			単位百万円
決算期	2020.12	2021.12	2022.12
〔貸借対照表〕			
ポイント引当金	81	0	0
繰延収益	0	710	631
〔損益計算書〕			
売上高	9,190	10,401	11,102

【2020年12月期（以下本章において「第1期」という）（新基準は導入されていない）】

売上高9,190に対しポイント引当金が81設定してある。ポイント引当金の設定（ポイント引当金繰入額の経費算入はそもそも「課税仕入」ではない）の多寡によって消費税額が変動することはない。

もし第1期に新基準が導入されていたら、

消費税の計算はどのように変化するか、決算書上の売上高と消費税計算上の課税売上高がどのように乖離するかを見てみる。ここでの新基準が導入されていたら、との仮定においてはポイント引当金設定額相当額である81の繰延収益（契約負債）が発生し売上高が同額減少することとする。

	実際の決算書	もし新基準が導入されていたら
(1) 決算書上の売上高	9,190	9,109 (9,190 - 81)
(2) 消費税課税売上高	9,190	9,190
(3) (1) - (2)	0	-81
(4) 決算書上の売上高が消費税課税売上高だと仮定した場合の消費税額	919 (9,190 × 10%)	910 (9,109 × 10%)
(5) 実際の課税売上高に対する消費税額	919 (9,190 × 10%)	919 (9,190 × 10%)
(6) (4) - (5)	0 (919 - 919)	-9 (910 - 919)

第1期においては新基準が導入されていたとしても消費税の納税額は変わらない。しかし、一般的に日々の仕訳事務において売上計上と消費税課税売上処理とは同時同額に行うものであるから、決算書上の売上高計上と消費税計算上の課税売上高が乖離することにより、日々の経理処理が複雑になってしまう。また決算時における損益計算書等による消費税計算の検証能力が低下してしまうだろう。

【2021年12月期（以下本章において「第2期」という）（新基準導入1年目）】

売上高10,401に対してポイント引当金は設定されていない。繰延収益が710計上されている。繰延収益相当額の710は売上高には入っていない。消費税の課税売上高は、繰延収益相当額を控除する前の売上高となる。新基準導入後の消費税の課税売上高は、新基準を導入していなかったら決算書上に計上されていたであろう売上高となる。すなわち課税売上高は決算書上の売上高に繰延収益（契約負債）として売上高から控除された金額を加算することにより算定される。

なお、ポイント引当金の設定（ポイント引当金繰入額の経費算入はそもそも「課税仕入」ではない）の多寡によって消費税額が変動することはない。

もし第2期に新基準が導入されていなかったら、

消費税の計算はどのように変化するか、決算書上の売上高と消費税計算上の課税売上高がどのように乖離するかを見てみる。ここでの新基準が導入されていなかったら、との仮定においては繰延収益相当額710の売上高が増加していたであろうことが推測される。なお上に述べたとおり、ポイント引当金繰入額の多寡によって消費税の金額は変わらないためここではポイント引当金に関する記載を省略する。

	実際の決算書	もし新基準が導入されていなかったら
(1) 決算書上の売上高	10,401	11,111 (10,401 + 710)
(2) 消費税課税売上高	11,111 (10,401 + 710)	11,111
(3) (1) - (2)	- 710	0
(4) 決算書上の売上高が消費税課税売上高だと仮定した場合の消費税額	1,040 (10,401 × 10%)	1,111 (11,111 × 10%)
(5) 実際の課税売上高に対する消費税額	1,111 (11,111 × 10%)	1,111 (11,111 × 10%)
(6) (4) - (5)	- 71 (1,040 - 1,111)	0 (1,111 - 1,111)

第2期においては新基準が導入されているが、もし新基準が導入されていなかったとしても消費税の納税額は変わらない。しかし、新基準導入により経理事務の複雑化や税額検証能力低下が起こっている、ということは第1期で述べたとおりである。

【2022年12月期（以下本章において「第3期」という）（新基準導入2年目）】

第2期において新基準を導入して当然第3期においても導入している。

売上高11,102に対してポイント引当金は設定されていない。繰延収益が631計上されている。繰延収益相当額の631は売上高には入っていない。第2期に計上された繰延収益相当額の710は売上高には入っている、と考えられる（正確には入っているかどうか分からないが、繰延収益は近い将来、ここでは次の期に売上に計上された、と仮定した）。消費税の課税売上高は、繰延収益相当額を控除する前の売上高となる。新基準導入後の消費税の課税売上高は、新基準を導入していなかったら決算書上に計上されていたであろう売上高となる。すなわち課税売上高は決算書上の売上高に繰延収益（契約負債）として売上高から控除された金額を加算するこ

とにより、さらに前期に繰延収益として計上された金額を控除することにより算定される（既に第2期の消費税課税売上高に計上済であるため）。

なお、ポイント引当金の設定（ポイント引当金繰入額の経費算入はそもそも「課税仕入」ではない）の多寡によって消費税額が変動することはない。

もし第2期第3期に新基準が導入されていなかったら、

消費税の計算はどのように変化するか、決算書上の売上高と消費税計算上の課税売上高がどのように乖離するかを見てみる。ここでの新基準が導入されていなかったら、との仮定においては繰延収益相当額631の売上高が増加し、前期の繰延収益相当額710が減少していたであろうことが推測される。なお上に述べたとおり、ポイント引当金繰入額の多寡によって消費税の金額は変わらないため、ここではポイント引当金に関する記載を省略する。

	実際の決算書	もし新基準が導入されていなかったら
(1) 決算書上の売上高	11,102	11,023 (11,102 + 631 - 710)
(2) 消費税課税売上高	11,023 (11,102 + 631 - 710)	11,023
(3) (1) - (2)	79	0
(4) 決算書上の売上高が消費税課税売上高だと仮定した場合の消費税額	1,110 (11,102 × 10%)	1,102 (11,023 × 10%)
(5) 実際の課税売上高に対する消費税額	1,102 (11,023 × 10%)	1,102 (11,023 × 10%)
(6) (4) - (5)	8 (1,110 - 1,102)	0 (1,102 - 1,102)

第2期第3期においては新基準が導入されているが、もし新基準が導入されていなかったとしても消費税の納税額は変わらない。しかし、新基準導入により経理事務の複雑化や税額検証能力低下が起こっている、ということは第1期で述べたとおりである。

第1期においては、新基準を導入していないが、もし導入していたら消費税計算にどのような変化が現れただろうかということについて見てみた。消費税計算は、新基準導入をしたとしても課税売上高の計算は新基準が導入されなかった場合と同様である。したがって新基準導入により決算書上の売上高と消費税法上の課税売上高が乖離することがわかる。実務においては「売上」入力するときに会計上の売上と消費税課税売上を同時に同額計上することになるので、この二者が乖離することによる事務の煩雑化や税額検証の困難性が増すことになる。

第2期は初めて新基準導入をした年度である。もし新基準を適用していなかったら消費税計算と税額検証はより容易に行えたはずである。新基準導入により、売上に関する計上が会計上と消費税上乖離し、その乖離は新基準導入初年度では必ずしも無視できる金額ではない、と思

われる。一旦新基準が導入されこれらの乖離が発生したら、翌年度以降も乖離がなくなることはない。経理事務担当者にとって事務の煩雑さはかなり大きいものといえる。

これらの乖離は「期ズレ」の問題でもあるので、第3期においては、第2期での乖離は快癒の方向に向かうことになるが、第3期で発生するズレがまた乖離を発生させる要因となる。もし新基準適用初年度に大きな影響が出たとしても、翌期以降はその期に発生する乖離の影響が、前期に影響を及ぼした乖離の影響の反動を受けて軽減され、影響が小さくなっているように見えるかもしれない。

第3期においての売上高に関する会計上と消費税法上の乖離は第2期に比べたら小さくなるが、経理事務担当者にとっての事務の煩雑さは依然かなり大きいものといえるだろう。

売上高に限らず、他の勘定科目に関しても、勘定科目の決算額と消費税計算書の科目別内訳が完全に一致するわけではないが、多くは一致または近似し、一致または近似しないものはその根拠を明らかにしなければならない。

新基準導入により決算書と消費税計算の乖離が起こることによる、国全体の事務コストの問題や消費税に関する新たな課税漏れや、過大納付などの税務リスクの増大が懸念されるところである。

6. インボイス制度導入による影響

山田・林（2023）によれば、インボイス制度が開始されると、原則として取引の相互間で同じ内容の取引と認識し、その取引により支払った消費税と受け取った消費税の認識が同じになるはずである。インボイス制度開始前では、国内における事業者により行われた課税資産の譲渡等は相手方に関係なく仕入税額控除することができた点で異なる。この点、従前はポイント制度に関する消費税法上の取扱いについては、販売事業者と仕入事業者において異なる取引に対する解釈による運用がなされている可能性もあったが、今後はインボイス発行事業者がどのようなインボイスを発行するかによって課税仕入を行う事業者の処理も影響を受けることになる¹⁹。

インボイス制度が開始されることに伴い、ポイント・プログラムに関する消費税処理方法が明らかにされたものもある。ここではインボイス制度開始により取扱いが変更されたというわけではないが、インボイス制度の導入を控えて取扱いが明らかにされたもののうち、下記の二点について検討する。

6.1 共通ポイント制度を利用する事業者及びポイント会員の一般的な処理例

荒井（2022）によれば、2019年10月1日からの軽減税率導入に伴うキャッシュレス決済のポイント還元制度に関連して、「共通ポイント制度を利用する事業者（加盟店A）及びポイント会員の一般的な処理例」（図表7）が公表された²⁰。これは、マイナポイント制度の導入に伴い、大量のマイナポイントが発行されることへの対応として、共通ポイント発行及び使用に係

る消費税の取扱いを初めて明確にしたものである²¹。

「加盟店（A）とポイント制度の運営企業（B社）との取引については、対価性がないこと（消費税不課税）を前提とした処理としている。」としている。また「ポイント制度の規約等の内容によっては、消費税の課税取引に該当するケースも考えられる。」とも記載され、共通ポイントの対価性（消費税の課税・不課税判定）は、契約等により個別的に判断されうることになる。

共通ポイントの発行企業と利用する事業者（加盟店）では、加盟店がポイント付与分の金銭（ポイント負担金）を発行企業に支払うことが前提とされる。加盟店が消費者に対してポイントを付与するタイミングで発行企業にポイント負担金を支払い、ポイント相当額をポイント費用（不課税）として処理するべきことが示されている。

ポイント制度は、加盟店の売上に対して、ポイント発行企業が消費者にポイントを付与するものであり、消費税法上問題とされるのは、ポイント発行企業と加盟店とのポイント負担金の取扱いである。加盟店が、ポイント規約等に基づき、ポイント付与時にポイント発行企業に支

【前提となる制度の概要】			
<ul style="list-style-type: none"> ・B社が運営する共通ポイント制度は、会員が加盟店で100円（税込）の商品を購入することにより1ポイントが付与。加盟店はポイント付与分の金銭をB社に支払う。 ・1ポイントは1円相当で、加盟店の商品の購入に使用できる。ポイント使用分にはポイントは付与されない。加盟店はポイント使用分の金銭をB社から受領する。 ・設例の取引における消費税率は10%とする。 			
（単位：円）			
	会計処理（税抜経理方式）	会計処理（税込経理方式）	消費税の取扱い
ポイント付与時	売手(加盟店A) (11,000円(税込)の商品を販売、B社から会員に110ポイント付与) 現金等 11,000 売上 10,000 ポイント費用 110 仮受消費税 1,000 未払金 110	売手(加盟店A) (同左) 現金等 11,000 売上 11,000 ポイント費用 110 未払金 110	売手(加盟店A) 課税売上げの対価 10,000 課税売上に係る消費税額 1,000 ポイント費用(不課税) (注) 110
	買手(会員) 仕入 10,000 現金等 11,000 仮払消費税 1,000	買手(会員) 仕入 11,000 現金等 11,000	買手(会員) 課税仕入れの対価 10,000 課税仕入れに係る消費税額 1,000
支払時	加盟店A (会員に付与された110ポイント相当額をB社へ支払) 未払金 110 現金等 110	加盟店A (同左) 未払金 110 現金等 110	加盟店A —
ポイント使用時	売手(加盟店A) (220円(税込)の商品を販売、会員が110ポイント使用して決済) 現金等 110 売上 200 未収金 110 仮受消費税 20 [この取引にも1ポイント付与されるが、説明の便宜上、省略]	売手(加盟店A) (同左) 現金等 110 売上 220 未収金 110	売手(加盟店A) 課税売上げの対価 200 課税売上げに係る消費税額 20
	買手(会員) 消耗品費 200 現金等 110 仮払消費税 20 雑収入 110	買手(会員) 消耗品費 200 現金等 110 雑収入 110	買手(会員) 課税仕入れの対価 200 課税仕入れに係る消費税額 20 雑収入(不課税) 110
受領時	加盟店A (会員が使用した110ポイント相当額をB社から受領) 現金等 110 未払金 110	加盟店A (同左) 現金等 110 未収金 110	加盟店A —

(注) 加盟店(A)とポイント制度の運営企業(B社)との取引については、対価性がないこと(消費税不課税)を前提とした処理としている。

ポイント制度の規約等の内容によっては、消費税の課税取引に該当するケースも考えられる。

図表7 共通ポイント制度を利用する事業者（加盟店A）及びポイント会員の一般的な処理例（出典）国税庁（2023b）

払うポイント負担金は、ポイント発行企業が将来、消費者によるポイント使用時に負担する支払債務を、前払金として支払うものであり、ポイント発行企業では預り金に相当するものである。そして、ポイント使用時には、当該ポイント負担金が（ポイントが使用された）加盟店に返還されるため、ポイント負担金は単なる資金の移動にすぎず、資産の譲渡等の対価に相当するものではない²²。

この設例によれば、ポイント運営会社Bにはポイントの発行や使用に際して加盟店Aとの間に同額の負担金が行き来するだけであり、したがってその負担金のやり取りは「対価性のない取引すなわち消費税不課税取引」となるわけではあるが、しかしそれではBにとってはビジネスとして成り立たないため、AがBに支払う金員よりBがAに後日返還する金員の方が少ないのは当然であり、その差額は「ポイント制度を運営するサービスの対価」として課税取引となることは明らかであろうし、インボイス制度開始後にはその差額は取引の対価として「課税対象額」・「税率」・「税額」がインボイス上に明示されることになるだろう。

6.2 事業者によるポイント使用は、「ポイント値引」か、あるいは「ポイント支払」か？

荒井（2022）によれば、国税庁はタックスアンサー（No. 6480）において、事業者が商品購入時にポイントを使用した場合の消費税の仕入税額控除の考え方を示している。そこでは、事業者が商品購入時にポイントを使用した場合、消費税の「課税仕入に係る支払対価の額」は、①ポイント使用が「対価の値引」である場合には、商品対価の合計額からポイント使用相当分の金額を差し引いた金額（値引後の金額）、②ポイント使用が「対価の値引ではない」場合には、商品対価の合計額（全額）としている。またこの二種類のパターンの該当する「レシートの表記」による取扱いの違いを示している²³。

レシートで「売上の合計金額より前にポイント値引が表示」されている場合には、ポイントの使用は売上値引（購入者は仕入値引）としてポイント使用分も含めた全額が課税取引になるが、「売上の合計金額よりポイント相当額が減額され、ポイント支払として債務が減額」されている場合には、ポイント支払分は売り手・買い手において不課税取引になる²⁴。

ポイント値引とポイント支払のレシートの具体例と仕訳例（図表8）を荒井（2022）より引用する²⁵。

従前は「ポイント値引（課税対象＝対価の返還）」であるか「ポイント支払（課税対象外＝不課税）」であるか必ずしも明らかではなく、よって売り手側と買い手側で認識の異なっていた可能性のある「課税対象額」・「消費税率」・「消費税額」ではあるが、インボイスを介した取引により、双方の認識に齟齬の生じる余地がなくなることになる。このようにインボイス制度は取引関係者双方の認識を一致させることにより「消費者の負担する消費税が事業者を通じて過不足なく国庫に納入される」という消費税の原理原則に近づけることになる。

①ポイント値引		②ポイント支払	
レシート 〇〇ストア		レシート 〇〇ストア	
東京都・・・ 2019年10月XX（土） 16:45		東京都・・・ 2019年10月XX（土） 16:45	
オチャ * 1点	540 540円	オチャ * 1点	540 540円
ブンホウケ 1点	550 550円	ブンホウケ 1点	550 550円
ポイント値引	▲21円		
合 計	1,069円	合 計	1,090円
8%タイショウ	530円	8%タイショウ	540円
(内消費税)	39円)	(内消費税)	40円)
10%タイショウ	539円	10%タイショウ	550円
(内消費税)	49円)	(内消費税)	50円)
現金支払	1,069円	●●ポイント支払	▲21円
* 印は軽減税率対象品目		現金支払	1,069円
		* 印は軽減税率対象品目	

①ポイント値引			
<u>売り手</u>			
現金	1,069円	／ 売上	981円
		仮受消費税	88円
<u>買い手</u>			
消耗品費	981円	／ 現金	1,069円
仮払消費税	88円		
②ポイント支払			
<u>売り手</u>			
現金	1,069円	／ 売上	1,000円
雑損	21円	／ 仮受消費税	90円
	(不課税)		
<u>買い手</u>			
消費品費	1,000円	／ 現金	1,069円
仮払消費税	90円	／ 雑収入	21円
			(不課税)

図表 8 ポイント使用のレシート表記例と仕訳
(出典) 荒井 (2022)、31 頁 筆者にて一部修正

7. おわりに

消費税の納税義務者は「事業者」であるが、負担者は国内で消費を行う消費者であり、「事業者」は消費税の負担を行わないことを原則とし、「消費者の負担する消費税が事業者を通じて過不足なく国庫に納入される」ことを予定している、などということ冒頭に述べた。消費税は制定以前より様々な政治的な駆け引きに晒されてきた。政府は従来その導入を強く求めるためもあり、一部の小規模納税者を「免税事業者」として消費税の納税を免除してきた。その結果、本来なら「消費者の負担する消費税が事業者を通じて過不足なく国庫に納入される」はず

の消費税、その一部が国庫に納入されず事業者の手元に残る「益税」問題が長らく生じてきている。

令和5年10月1日より開始された「インボイス制度」により、この「益税」の問題が基本的に解決するはずであり、「消費者が負担する消費税が事業者を通じて過不足なく国庫に納入される」との税原則に近づいていくことになった。

収益認識会計基準の導入により、ポイントに関する会計処理もいくらかの変更がなされることとなった。また、会計・法人税法と消費税法との乖離も指摘されるようになっていく。

消費税は「簡素」な税制と言われてきたが実務を扱う者の感覚としては必ずしも簡素ではない。それは従前消費税制度の中で取扱いが必ずしも明らかではなかった項目も多々あり、また売り手と買い手との間でやり取りする消費税の額の認識が双方で必ずしも一致していなかったことに基づく課税庁との見解の相違などによる税務リスクをもたらしものであったからである。

収益認識会計基準やインボイス制度の導入により、多くの事業者にとっては事務上の負担が大幅に増してはいるが、一方明らかとなった消費税の取り扱いもいくらかあり、納税者の税務リスクの低減が期待される。

本稿では、収益認識会計基準やインボイス制度を題材にして、ポイント・プログラムにかかわる消費税の諸課題について、実務上明らかになった取扱い例の一端などを示したものである。

今後消費税は基幹税としての役割がさらに高まることが予想され、それに伴い税負担は増していくことは想像に難くない。消費税の取扱い上のミスは企業にとってますます大きなダメージとなっていくだろう。

各企業や国全体の消費税税務リスクを拡大させないために、今後も消費税制度の諸問題について研究を行い、必要な提言を続けていきたいと考えている。

注

- 1 消費税10%というのは正確に言えば国税である消費税7.8%と地方税である地方消費税2.2%の合計、軽減税率8%は消費税6.24%地方消費税1.76%の合計であり、それぞれ「消費税等」と称すべきところ、本論では簡潔に記すために消費税10%として論を進めることにする。
- 2 本稿では消費税が国庫に入ることにに関して、ニュアンスの違いで「納入」、「納税」など複数の表現を用いている。結果的に国庫に入ったことを「納入」、各納税者が自らの義務を果たすことを「納税」というように表現しているが、ほぼ同じ意味である。
- 3 正確な定義はもう少し複雑ではあるが本稿では、「免税事業者」とは2年前の事業年度における消費税課税対象となる売上が1,000万円以下の事業者で、消費税の申告・納税が免除されている者(法人や個人事業者)のことを表している。また「免税事業者」をその実態に合わせて「消費税の申告・納税と無縁の者」と表現しているところもある。その対立する概念として、消費税の申告・納税を行い「消費者の負担する消費税が事業者を通じて過不足なく国庫に納入される」ことを担っている多くの「課税事業者」の立ち位置のことを本稿では比喩的に「消費税村」と名付けた。
- 4 なお反対に「非課税取引」により本来負担することがないはずの事業者に消費税の負担が発生する「損税」問題もあるが、議論が複雑になりすぎないように本稿では取り上げないこととする。

- 5 たゞし「インボイス制度」導入により、各事業者の事務負担を含むコストが従前と比べて格段に増していることは明らかであり、筆者としては多くの事業者の負担増による業績悪化を懸念している。また、後述するようにインボイス発行事業者となるか否かは事業者の選択制とされているにもかかわらず多くの免税事業者が「インボイス発行事業者」を選択せざるを得ない事態となり事実上免税事業者の特権を享受できる者が限りなく少数になることが想定される。国民に寄り添った税制・わかりやすい税制を目指すのであれば、小規模事業者に自ら「踏み絵」を踏ませて免税特権をいつの間にか取り上げるような現行制度は、免税事業者の範囲を大幅に縮小（例えば2年前の売上が事業と呼べる最低規模を大きく下回る100万円程度以下である者などに限定）するなどして、存在しても使えないような特権をなくす方向に変えていくべきだろう。
- 6 寺崎（2023）3頁
- 7 寺崎（2023）21頁
- 8 インボイス制度開始前には「免税事業者」や「一般消費者」からの仕入にも「仕入税額控除」が可能であった。これが「益税」を生じさせる主な要因のひとつであった。また小規模事業者の特権のひとつである「簡易課税制度」も「益税」発生の一因ではあり、この「簡易課税制度」はインボイス制度開始に伴い何ら影響を受けず、したがってインボイス制度開始後もあいかわらず「益税」が発生する大きな要因のひとつではあるが、議論が複雑になりすぎないように本稿では「簡易課税制度」についてはふれないこととする。
- 9 山田・林（2023）55頁
- 10 実際には「免税事業者」が志願して「インボイス発行事業者」となる、すなわち消費税の申告・納税を行う事業者となる場合には、多くのケースで「2割特例」と称する特権が一定期間享受できる。ここでは議論が複雑になりすぎないようにこの「2割特例」についてはないものとして例示している。
- 11 村上（2017）2頁
- 12 村上（2017）7頁。なおここで「提携型ポイント・プログラムにおける提携企業」とされている者は、後述6.1での国税庁（2023b）の設例では「共通ポイント制度を利用する事業者（加盟店A）」と表現されている。
- 13 太田（2020）97頁
- 14 太田（2020）214頁
- 15 太田（2020）246頁
- 16 太田（2020）246頁
- 17 国税庁（2023a）より引用・一部修正。ただし、筆者において消費税率を10%として一部設例を変更している。
- 18 なお本章においては消費税の課税標準に関する税込税抜の差異に相当する金額の詳細の調整は省略している。
- 19 山田・林（2023）55頁
- 20 国税庁（2023b）
- 21 荒井（2022）27頁
- 22 荒井（2022）32頁
- 23 国税庁（2023c）
- 24 荒井（2022）30頁

25 荒井 (2022) 31頁

参考文献

- 荒井優美子 (2022) 「ポイント制度に関する消費税課税の論点」、『税務弘報 2022年8月号』、中央経済社、26-33.
- 荒井優美子 (2023) 「ポイント制度の変遷」、『税務弘報 2023年12月号』、中央経済社、34-41.
- 石川雅之 (2008) 「ポイント債務とその会計処理」、『愛知淑徳大学論集・ビジネス学部ビジネス研究科篇』、第4号、15-33.
- 石川雅之 (2010) 「ポイント引当金再論」、『愛知淑徳大学論集・ビジネス学部ビジネス研究科篇』、第6号、7-23.
- 太田達也 (2020) 『改訂版 収益認識会計基準と税務 完全解説』、税務研究会出版局.
- 糟谷修 (2009) 「消費税免税事業者に関する問題点」、『愛知淑徳大学論集・ビジネス学部ビジネス研究科篇』、第5号、63-79.
- 糟谷修 (2020) 「ポイントに関する会計」、『愛知淑徳大学論集・ビジネス学部ビジネス研究科篇』、第16号、29-43.
- 糟谷修 (2021) 「収益認識会計基準の適用による影響」、『愛知淑徳大学論集・ビジネス学部ビジネス研究科篇』、第17号、35-50.
- 片山智裕 (2019) 『ケーススタディでおさえる収益認識会計基準』、第一法規.
- 金子宏 (2021) 『租税法 第24版』、弘文堂.
- 国税庁 (2023a) 「収益認識基準による場合の取扱いの例」
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2018/pdf/0605_B.pdf 2023年10月10日取得.
- 国税庁 (2023b) 「共通ポイント制度を利用する事業者（加盟店A）及びポイント会員の一般的な処理例」<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/0019012-152.pdf> 2023年10月10日取得.
- 国税庁 (2023c) 「事業者が商品購入時にポイントを使用した場合の消費税の仕入税額控除の考え方」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shori/6480.htm> 2023年10月10日取得.
- 未安直貴 (2023) 『改訂版 消費税インボイス制度の実務とQ & A』、大蔵財務協会.
- 寺崎寛之 (2023) 『図説 日本の税制 令和4年度版』、財経詳報社.
- 成松洋一 (2019) 『Q & A 収益認識における会計・法人税・消費税の異同点』、税務研究会出版局.
- 村上翔一 (2017) 「ポイントに関する会計処理—事例及び会計処理の解釈を通じて—」、明治大学大学院経営学研究科博士学位請求論文、1-157.
- 山田勝也・林昇史 (2023) 「インボイス制度とレシート等の書き方」、『税務弘報 2023年12月号』、中央経済社、50-61.